

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（経済産業九六）

〔告 示〕

○日本工業規格への適合性の認証に関する省令第二條第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号から第五号まで、第十條第一項並びに第十一條第一項第一号及び第二号の規定に基づき、鉱工業品又はその加工技術、製造設備又は加工設備、検査設備、検査方法、事項、製品試験、品質管理体制の審査、鉱工業品及び数を定める件（経済産業二五二）

○航空法第三十一條第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇七六）
○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（同）一〇七七）

〔官庁報告〕

国家試験

- 第五十六回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）
- 第五十八回診療放射線技師試験の施行（同）
- 診療放射線技師試験委員の公告（同）
- 第五十二回臨床検査技師国家試験の施行（同）
- 臨床検査技師試験委員の公告（同）
- 第四十一回理学療法士国家試験の施行（同）
- 第四十一回作業療法士国家試験の施行（同）
- 理学療法士作業療法士試験委員の公告（同）
- 第三十六回視能訓練士国家試験の施行（同）
- 第十九回臨床工学技士国家試験の施行（同）
- 第十九回義肢装具士国家試験の施行（同）
- 義肢装具士試験委員の公告（同）
- 第十四回あん摩マッサージ指圧師試験の施行（同）
- 第十四回はり師試験の施行（同）
- 第十四回きゅう師試験の施行（同）
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員の公告（同）
- 第十五回歯科衛生士試験の施行（同）
- 歯科衛生士試験委員の公告（同）

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係
特殊法人等
- 独立行政法人物質・材料研究機構第四期事業年度財務諸表、独立行政法人防災科学技術研究所平成十六事業年度財務諸表、独立行政法人放射線医学総合研究所第四期事業年度財務諸表、独立行政法人教員研修センター平成十六事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七條の規定に基づく登録、首都高速道路株式会社供用約款・料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法、阪神高速道路株式会社供用約款、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法（阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・東日本高速道路株式会社）、料金の徴収施設及びその付近における車両の通行方法の定め（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、企業年金基金変更、プログラム著作物に係る登録に関する公示関係
- 地方公共団体
違法駐車車両保管、旅行死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、旅行者営業保証金の権利実行のための配当表関係
- 会社その他
会社決算公告

省 令

○経済産業省令第九十六号
特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七條第五項ただし書、第一百二條第三項ただし書若しくは第九十五條第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八條第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十二條第二項において準用する場合を含む）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一條第五項ただし書、第三十三條第三項ただし書若しくは第五十四條第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二條第五項ただし書、第四十四條第三項ただし書若しくは第六十七條第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第四十條第六項ただし書、第四十三條第四項ただし書若しくは第七十六條第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三條第一項若しくは第四十條第六項ただし書の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十月三日
経済産業大臣 中川 昭一

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第一條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三章 予納（第三十六條―第四十一條の四）」を「第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一條の五―第四十一條の八）」に改める。

第十條第四十三号中、「申出に限る。」の下に「及び特許法第一百七條第一項の規定する特許料若しくは第一百二十條第一項の規定する割増特許料、実用新案法第三十一條第一項の規定する登録料若しくは第三十三條第二項の規定する割増